

贈与税

減税

贈与税率の緩和。親や祖父母からの贈与は大きく引き下げ。

$$\text{贈与税額} = (\text{年間の贈与財産価額の合計額} - \text{基礎控除}(110\text{万円})) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

現行制度			平成23年1月1日以後の贈与					
			20歳以上の者が親や祖父母から贈与を受けた財産部分					
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	0円	200万円以下	10%	0円	1,500万円以下	40%	190万円
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円	3,000万円以下	45%	265万円
400万円以下	20%	25万円	600万円以下	20%	30万円	4,500万円以下	50%	415万円
600万円以下	30%	65万円	1,000万円以下	30%	90万円	4,500万円超	55%	640万円
1,000万円以下	40%	125万円						
1,000万円超	50%	225万円	以外の財産部分					
			課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
			200万円以下	10%	0円	1,000万円以下	40%	125万円
			300万円以下	15%	10万円	1,500万円以下	45%	175万円
			400万円以下	20%	25万円	3,000万円以下	50%	250万円
			600万円以下	30%	65万円	3,000万円超	55%	400万円

贈与税

減
税

先行取得した土地が住宅取得資金の贈与税の非課税対象に。

現行制度	平成23年1月1日以後の贈与
非課税の対象となる財産は建物のみとされ、マンションや建売戸建、建築条件付の場合を除き、土地の取得のための資金贈与は非課税の適用なし。	建物の新築等に先行して、その敷地である土地の取得のための資金贈与を親等から受けた場合も非課税の対象とされます。

減
税

相続時精算課税は孫も適用可に。親の年齢制限も緩和。

相続時精算課税制度は、相続時の課税を前提に生前贈与をし易くする制度です。

現行制度	平成23年1月1日以後の贈与
贈与者・・・65歳以上の親 受贈者・・・20歳以上の子(子死亡の場合は孫)	贈与者・・・60歳以上の親または祖父母 受贈者・・・20歳以上の子または孫